



JAはが野



ウィンターキャンペーン 2019



©よりぞう

キャンペーン期間

令和元年 11/1 金 ▶ 令和2年 1/31 金

下記のいずれか1つ以上のご契約でよりぞうグッズをプレゼントいたします

1

定期貯金 コース

- スーパー定期貯金 期間1年
- 新規資金でのお預け入れ1口あたり20万以上1,000万円以内
- 適用金利 店頭表示金利
- 個人の方に限ります。

詳しい内容につきましては裏面をご覧ください。

2

JAカード コース

- JAカードの新規お申込、または家族カードの新規お申込みの方が対象です。
- 一体型カード、単体型カードのいずれも対象です。

3

ネットバンク コース

- 個人ネットバンクの新規ご登録の方が対象です。
- 窓口でのお申込みに限ります。
- オンライン登録、再契約の方はキャンペーン対象外です。

4

年金 コース

- 新規に年金を当JAの口座へご指定いただいた方、またはご予約をいただいた方が対象です。
- ご予約は55歳からとなります。

それぞれのコースの詳細内容は各支店の窓口へお問い合わせください。

よりぞうグッズ プレゼント

画像は一例となります。
詳しくは店頭にてお問い合わせください。

※プレゼントはおひとり様1点
(1回限り)とさせていただきます。
なくなり次第終了とさせていただきますので、ご了承ください。

よりぞうミニトート



よりぞうブランケット

詳しくは店頭窓口または当JAのホームページをご覧ください。

<https://www.ja-hagano.or.jp/>

JAはが野

検索



真岡支店 TEL.0285-84-6611
茂木支店 TEL.0285-63-1105
本店(金融部) TEL.0285-83-7725

二宮支店 TEL.0285-74-0020
市貝支店 TEL.0285-68-1311

益子支店 TEL.0285-72-3246
芳賀支店 TEL.028-677-0080
はが野農業協同組合

JAはが野 ウィンターキャンペーン2019

キャンペーン期間

令和元年 11/1 金 ▶ 令和2年 1/31 金



©よりぞう

商 品 名	●スーパー定期貯金<単利型>(1年)
ご利用いただける方	●個人のみ
期 間	●定型方式 1年 ●自動継続(元金継続または元利金継続)に限ります。
預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	●一括預入 ●20万円以上1,000万円以内の新規資金 ●1円単位
払戻方法	●満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税金 (5)金利情報の入手方法	●預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ●満期日以後に一括して支払います。 ●付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ●20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ●窓口にお問い合わせください。
手 数 料	—
付加できる特約事項	●自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ●マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	●満期日前に解約する場合は、約定利率を適用せず預入日の店頭金利に戻し、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①6か月未満 解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満 預入日の店頭表示利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 (公 的 制 度)	●保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部(電話:0285-83-7725)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 埼玉弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。)
その他参考となる事項	—

詳しくは窓口にお問い合わせください。

詳しくは店頭窓口または当JAのホームページをご覧ください。 <https://www.ja-hagano.or.jp/>

JAはが野

検索



真岡支店 TEL.0285-84-6611 二宮支店 TEL.0285-74-0020 益子支店 TEL.0285-72-3246
茂木支店 TEL.0285-63-1105 市貝支店 TEL.0285-68-1311 芳賀支店 TEL.028-677-0080
本店(金融部) TEL.0285-83-7725 はが野農業協同組合